

令和 5 年度補正 PHR 社会実装加速化事業
(情報連携基盤を介した PHR ユースケースの創出に向けた課題・論点整理等調査実証事業)
公募要領

2024 年 3 月 25 日
EXPO-PHR 運営事務局

目次

1. 公募件名
2. 背景・目的
3. 公募する事業内容
 - (1) 事業概要
 - (2) 用語及び本事業の関係者の定義
 - (3) 事業期間
 - (4) 情報連携基盤について
 - (5) 大阪・関西万博について
4. 応募事業者の要件
 - (1) 公募対象事業者
 - (2) 事業運営体制
 - (3) 事業スケジュール
 - (4) 応募要件・審査項目
 - (5) 公募期間
 - (6) 委託費用について
 - (7) 受託者の履行義務
5. 応募方法
6. 公募説明会
7. 別添書類等
8. 質問・連絡先

本公募要領は、「令和 5 年度補正 PHR 社会実装加速化事業（情報連携基盤を介した PHR ユースケースの創出に向けた課題・論点整理等調査実証事業）」（以下、「本事業」という。）に関し、サービス事業者及び PHR 事業者の公募にかかる取扱いを示すものである。

1. 公募件名

令和 5 年度補正 PHR 社会実装加速化事業

（情報連携基盤を介した P H R ユースケースの創出に向けた課題・論点整理等調査実証事業）

2. 背景・目的

我が国が少子高齢化・人口減少の課題に直面する中でデータを活用した予防・健康づくりの重要性は高く、健康寿命の延伸や未病対策の観点での期待が高まっている。また、PHR の適切な利活用を推進することは業態転換による新たな産業創出や既存の商品・サービスの質の向上などの効果が期待される。こうした産業界の発展や関連市場規模拡大への貢献も期待されており、PHR の利活用を政策的に推進することには大きな意義がある。

政府全体の動きとして内閣総理大臣を長とする医療 DX 推進本部が令和 4 年 10 月に設置され、PHR の利活用を含む医療 DX 推進に向けた議論が開始され、関係省庁の連携の下で医療 DX 実現に向けた施策が着実に実践されている。また、令和 5 年 7 月には業種横断的な事業者団体である PHR サービス事業協会が設立されたところであり、政府のみならず PHR 活用の機運が高まっている。

そうした中、経済産業省では主に産業的な視点から厚生労働省や総務省等の関係省庁と連携して PHR の利活用を推進している。令和 4 年度「民間 PHR サービスの利活用促進等に向けた調査」（ヘルスケアサービス社会実装事業）では、PHR が活用しうる領域を調査し、「PHR を活用した新たなライフスタイルのイメージ」として公表したところである。令和 5 年度「PHR 利活用推進等に向けたモデル実証事業」（ヘルスケア産業基盤高度化推進事業）では①異業種間連携による PHR ユースケースの創出②医療機関でのデータ標準化・共有システムの構築にかかる計 4 件を採択し実証事業を実施しているところである。

本事業は、こうした社会の流れや政策的動向を踏まえ、経済産業省として更なる PHR の社会実装加速を図る事業である。

2025 年には「いのち輝く未来社会の実験場」をテーマとした大阪・関西万博が開催され、経済産業省ヘルスケア産業課としても PHR の認知度向上、普及促進の観点で展示・体験設計に向けた企画を行うところ、本事業を大阪・関西万博への事前の実証事業と位置づけ、事業を推進する。本事業における実証を通じて得られた成果を大阪・関西万博の場で国民向けの体験として提供し、PHR に対する国民の関心を喚起させるとともに、実際の PHR サービス・商品の社会実装に向けた課題や論点の整理を行う。本事業や大阪・関西万博での展示を得られた知見を元に PHR に関するサービス・商品に対しての更なる投資を呼び起こし、関連市場の成長や国民の健康増進への貢献がなされることを期待する。

本公募要領は、本事業でのユースケース創出実証に参画するサービス事業者及び PHR 事業者を公募するものである。公募にあたっての詳細は以下を参照されたい。

※参考：PHR 関連の市場規模について

- 経済産業省の委託調査事業によるとヘルスケア産業の足元での市場規模は約 25 億円
- これが 2050 年には約 77 億円となる見込みで、そのうち PHR を含むヘルスケア政策の効果によるものは約 47 億円と試算されており、今後とも大きな市場成長が予測される領域である。

(参考) 2024 年 2 月 20 日 第 20 回産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 資料 4

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shin_kijiku/pdf/020_04_00.pdf

3. 事業内容

(1) 事業概要

運動、睡眠、食事等の各テーマにおいて、PHR 事業者及びサービス事業者の協調のもと、情報連携基盤を介した PHR を活用したユースケースを提供する仕組みを実証的に実現する。また、2025 年の大阪・関西万博でのユースケース展示を念頭に検討・準備を行う。

なお、本事業は経済産業省令和 5 年度補正 PHR 社会実装加速化事業（情報連携基盤を介した PHR ユースケースの創出に向けた課題・論点整理等調査実証事業）として実施するもの。

また、2025 年 4 月以降の大阪・関西万博期間中の予算措置について現段階では未定であるが、事業実施に向けて検討を進めている。

(2) 用語及び本事業の関係者の定義

【用語の定義】

用語	定義
本事業	令和 5 年度補正 PHR 社会実装加速化事業（情報連携基盤を介した PHR ユースケースの創出に向けた課題・論点整理等調査実証事業）のこと
PHR	健康医療情報（Personal Health Record）のこと。日常生活の中で計測するライフログ（カロリー、歩数）やバイタルデータ・健康診断結果などを指す。具体的な想定されるデータ項目などについては別添「データカタログ」を参照のこと。
ユースケース	PHR を活用したサービス・商品のこと。本事業では実証事業を通じユースケース創出を図る。後述の PHR 事業者とサービス事業者とを採択後にマッチングさせる形でユースケース創出の取組を実施※。
情報連携基盤	API を介し、複数の事業者間で PHR を連携させるため、本事業で整備するソフトウェアのこと。詳細は「7. 【情報連携基盤関係書類】」を参照すること。
PHR 事業者	日本国内において、PHR の収集、記録、管理、可視化、分析、行動変容支援、医療従事者との共有・連携支援等の商品・サービスを提供している法人（営利を目的としないものを含む）

サービス事業者	食事・運動・睡眠等のサービス・商品を B2C・B2B2C 等で消費者に提供する事業者
---------	--

※（参考）ユースケース創出を念頭に置いたマッチング

マッチングの方法は以下を想定

- ①サービス事業者が別添「データ項目案」を参考に企画内での利用を希望するデータ項目を提出
- ②各事業者が使用を希望するデータ項目を元に EXPO-PHR 運営事務局が中心となってサービス事業者と PHR 事業者とのマッチングを行う。

【関係者一覧】

経済産業省	本事業を推進する経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課のこと
公益社団法人 2025 年日本 国際博覧会協会	2025 年の大阪・関西万博を推進する法人のことで、経済産業省と連携し企画立案を行っている
EXPO-PHR 運営 事務局	本事業受託者であるアクセンチュア株式会社のことで、実証事業の中で創出するユースケースのコンサルティング（事業計画立案・指導・監督他）等を実施する
株式会社 ADK マ ーケティング・ソリュ ーションズ	EXPO-PHR 運営事務局であるアクセンチュア株式会社が本事業の広報及び実証参加事業者との契約を委託する事業者のこと
西日本電信電話 株式会社（NTT 西日本）	EXPO-PHR 運営事務局が行うユースケースのコンサルティング業務の支援や、イベント企画等の業務を担う事業者のこと

(3) 事業期間

契約締結から 2025 年 3 月 31 日（月）まで

※ただし、基本的には本事業に係る支出の計上は 2 月末までとする。その後、支払うべき委託費の確定に向けた確定検査等を実施する想定。詳細は採択後にお知らせする予定。

(4) 情報連携基盤について

ここで述べる情報連携基盤とは、複数の PHR 事業者とサービス事業者との間で PHR のやり取りができるように相互連携を図るソフトウェアである。情報連携基盤の設計及び開発は「令和 5 年度補正 PHR 社会実装加速化事業（情報連携基盤を介した PHR ユースケースの創出に向けた課題・論点整理等調査実証事業）」を受注した EXPO-PHR 運営事務局が担う。詳細は別添「事業者向け_情報連携基盤_ID・データ連携基盤仕様」「情報連携基盤開発スケジュール」を参照すること。

(5) 大阪・関西万博について

本事業終了後の2025年4月以降、大阪・関西万博（以下、万博）が開催されること、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下、博覧会協会）と連携し、経済産業省ではPHRを活用した体験提供を予定している（[2025年大阪・関西万博アクションプラン](#)）。そこで、本事業で構築された情報連携基盤を活用したユースケースの体験展示やサービス提供を実施予定である。本事業に参画してユースケース創出を行う事業者を対象に、本事業期間中に別途万博への展示出展にかかる公募等※を実施する。基本的には各事業者の万博出展に関する意向を尊重するが、出展希望事業者が多岐にわたる場合は経済産業省で審査のうえで、出展事業者を判断する。

※ただし、実際に万博への展示出展についても公募の形式とするかについては、事業開始後の状況を元に検討し、公募ではなく、別の運用とする可能性もあることに留意。

【万博における展示出展の構想概要】

- 期間：2025年6月20日～2025年7月1日（12日間）
 - ※経済産業省ヘルスケア産業課の「PHRを活用した体験提供」は万博期間のうち「健康とウェルビーイングウィーク」と連動する形で実施予定
 - ※日数は工事・搬出入の関係で多少前後する可能性がある
 - ※テーマウィークの詳細は[博覧会協会ホームページ](#)を参照されたい。

- 実施場所
 - ・ メッセ
 - 確保スペース：全体162㎡（ただし、今後変動の可能性あり）
 - ・ FLE（フューチャー・ライフ・エクスペリエンス）
 - 確保スペース：全体156㎡（ただし、今後変動の可能性あり）
 - ※本事業に参画する事業者が直接博覧会協会への利用申請などを行う必要はない。
 - ※各施設の概要は[催事施設概要](#)を参照されたい。

- 出展にかかる事業者負担（想定）
 - ・ メッセもしくはFLE内の出展ブース装飾・人件費等
 - 万博出展事業者確定後に各事業者と調整の上で使用可能スペースを提示するが、各スペース内部の装飾や人件費、展示物の確保などは事業者で実施すること。
 - 当該発生費用については、年度が異なるため、後掲する「4.（6）委託費用」を利用できないことに注意すること。
 - ・ 本事業経由での万博出展に際しての協賛金等を博覧会協会や経済産業省へ支払い等は不要。

- 万博関連スケジュール

- ・ 2024年7月頃：万博出展に関する公募等※1
 - 経済産業省から本事業参画事業者に対し公募等を実施
- ・ 2024年8月頃：公募締め切り・審査
- ・ 2024年9月頃：経済産業省より万博出展内示※2
 - この際に出展場所（メッセもしくはFLE）も確定
- ・ 2025年6月20日～7月1日：万博出展

※1：実際に公募形式を取るか否か等の形式については調整中。

※2：応募状況によっては二次公募・内示を実施する可能性もある。

※参考：大阪・関西万博開催後のレガシーについて

- ・本事業では創出したユースケースが大阪・関西万博以降も各事業者によって社会実装されることを期待しており、万博会期以降のユースケースの社会実装に向けたカスタマージャーニーの整理などの支援を実施予定。
- ・また、本事業で整備する情報連携基盤は2025年以降も各事業者間の連携によるユースケース創出の促進等を念頭にレガシーとしての活用する予定（検討中）。

4. 応募事業者の要件

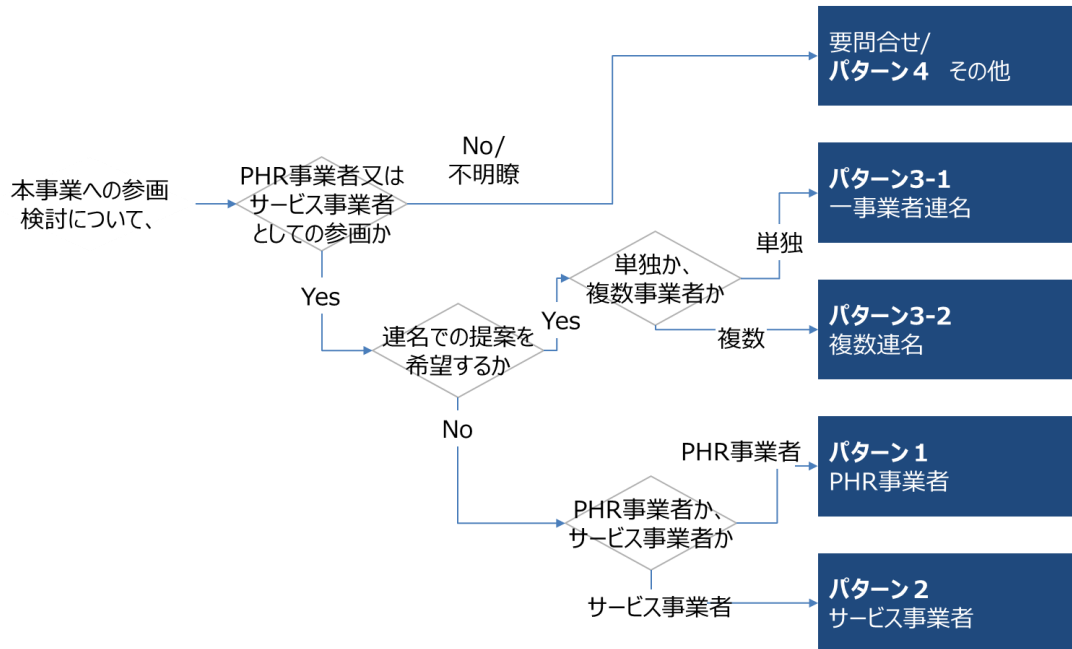
(1) 応募対象事業者について

本事業への応募に際しては、下記の通り4パターンを想定。適切な区分を選択の上で応募すること。ただし、応募に際し複数のパターンで応募することは差し支えない。その際は希望優先順位を明確にするとともにすべてのパターンでの提案書等必要書類を提出すること。なお、各区分の定義は以下を参照されたい。

パターン	概要
1 PHR 事業者	日本国内において、PHR の収集、記録、管理、可視化、分析、行動変容支援、医療従事者との共有・連携支援等の商品・サービスを提供している法人（営利を目的としないものを含む） ※ただし、本事業中の実証においてのデータの売買等の営利活動は原則として認めない。
2 サービス事業者	食事・運動・睡眠等のサービス・商品を B2C・B2B2C 等で消費者に提供する事業者
3 連名参加事業者	3-1 一つの事業者でパターン 1,2 の双方に申請する事業者 3-2 パターン 1,2 における特定個社との連携を想定しており、連名で申請を希望する事業者 ※ただし、連名での申請の場合でも双方の事業者の採択を保証するものではなく、片方だけの採択となりうる可能性があることに留意。 ※コンソーシアム型で代表一者が契約主体となるのではなく、3-2 の場合は連名参画の全事業者がそれぞれ契約主体となる。
4 その他	1～3 に該当するかの判断が困難な案件や判断に迷う案件

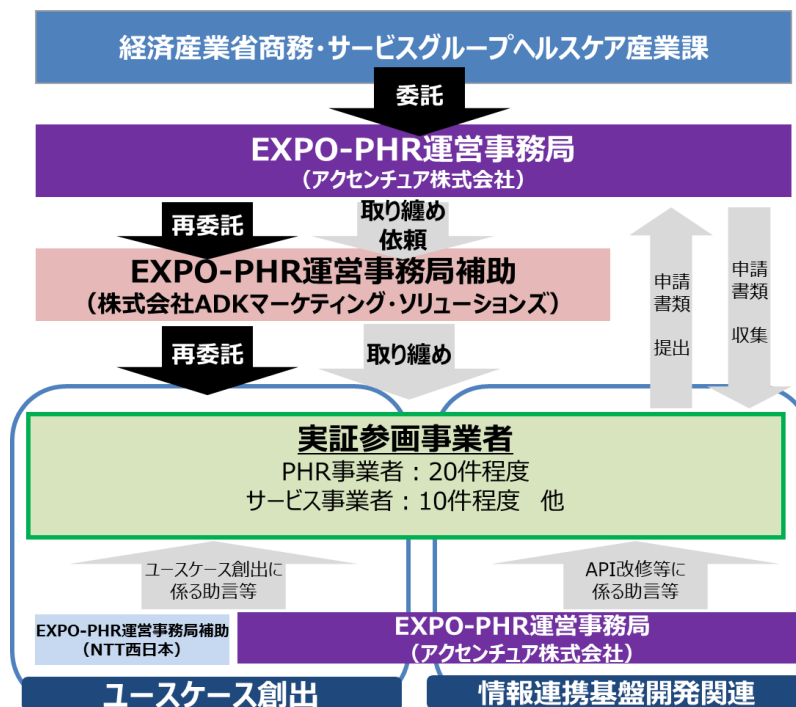
なお、自らがどこに該当するかについては以下の図を参考に判断し、申請すること。
 判断に迷う場合は「8.質問・連絡先」記載の「EXPO-PHR 運営事務局」に連絡すること。

事業者区分パターンの考え方



(2) 事業運営体制

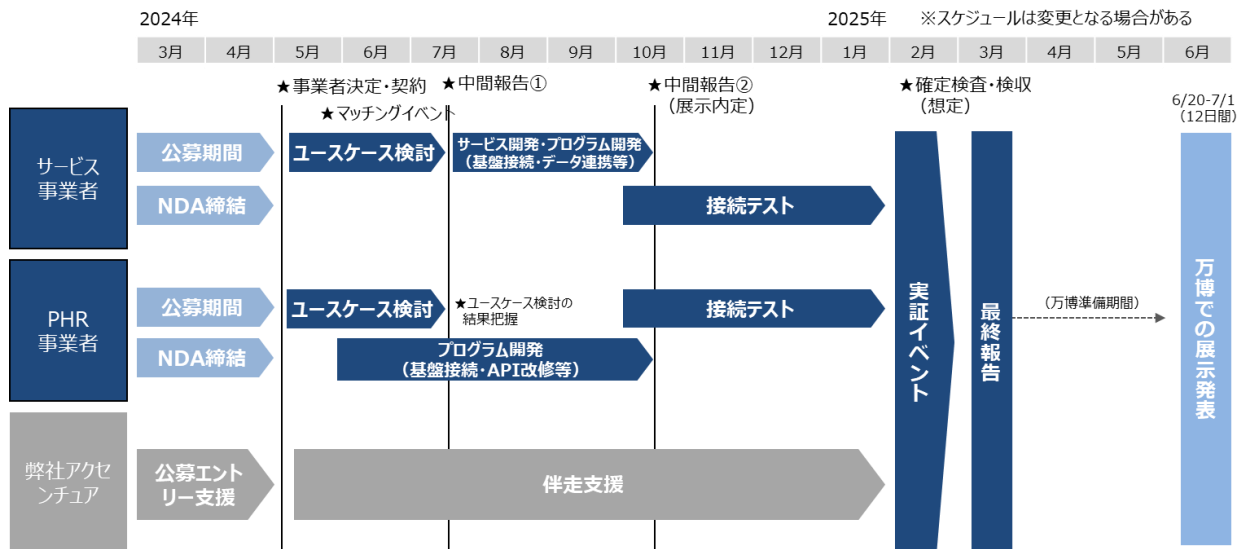
本事業は経済産業省を中心に下記の体制で実施する。



(3) 事業スケジュール

本事業で想定するスケジュールは下記の通り。

※今後変更となる場合があります



- ・ 事業者決定後に、事業者間での出会い・交流を創出することを目的としたマッチングイベントを実施する予定(※詳細は検討中)
- ・ 報告会は複数回実施の想定
- ・ 25年2月に実証参加者を各社から募り、ユースケースを体験・評価する実証イベント（万博を念頭に置いた成果発表）を開催。その際、実証参加者／参画事業者に対してインタビュー・アンケート調査を実施を想定（ユースケース評価、PHR事業化に向けた課題把握など）

また、各事業者に対応いただきたい事項と、その時期の目途感としては以下を想定しているため、お含みおきいただきたい。

【事業全体スケジュール】

- 6月 マッチングイベント（PHR、サービス事業者の引き合わせ）開催
EXPO-PHR 運営事務局に対して、PHR、サービス事業者から API 仕様書を提示
- 7月 中間報告会①（PHR、サービス事業者からのユースケース検討等における進捗報告）
- 10月 PHR、サービス事業者から EXPO-PHR 運営事務局に ID 連携テスト仕様書提出
中間報告会②
- 12月 PHR、サービス事業者から EXPO-PHR 運営事務局に
データ連携テスト仕様書・ID データ連携テスト結果表を提出
- 2月 PHR、サービス事業者から EXPO-PHR 運営事務局にデータ連携テスト結果表提出
成果報告会（実証イベントでのユーザーへのユースケース体験機会提供）
PHR・サービス事業者による利用者へのアンケート
EXPO-PHR 運営事務局から PHR、サービス事業者の確定検査対応
EXPO-PHR 運営事務局からの事業者インタビュー（レガシー向け）を実施、とりまとめ
※ユーザ受入テスト、リハーサル手順作成に協力いただく

さらに、広報に関連した以下のご協力を依頼することがありうるため、お含みおきいただきたい。（具体的期日等は未定）

- ・ 実証事業に関わる広報活動は、経済産業省側及び EXPO-PHR 運営事務局にて実施予定。
- ・ 実証事業の期間内に、採択事業者の具体名を表記してニュースリリースにご協力いただく場合がある。
- ・ 実証やその後の万博での成果発表のタイミングで、既存のユーザーベースへの告知など、ご協力いただく想定であること。

(4) 応募要件・審査項目

「2. 背景・目的」に記載した通り、本事業は PHR の社会実装の加速を目的に、大阪・関西万博のショーケースを見据えて、国民が実際に PHR を利用し、その価値を感じられるような新たなサービスを創出していくものである。そうした前提を踏まえ、これまで PHR が活用されてこなかった分野を含め、幅広い産業に関わる事業者がサービス事業者として本事業に応募し、PHR の異業種を含めた事業者間の連携・共創を進めることで、万博の場で披露することを想定した価値のある新たなサービスの創出を期待したい。また、国民の PHR を保有・管理する PHR 事業者においては、（個人がデータを保有・管理することを前提とした）データ共創社会を見据えて、新たなサービス創出を目指すサービス事業者との間でデータ連携に積極的に進めていく意向のある事業者による応募を期待する。

① 公募～審査での事業者決定に係るスケジュール・考え方

- ・ 本事業での事業者決定に係る審査は経済産業省に設置する外部有識者を含む第三者委員会での審査に基づくものである。
- ・ 応募要件は【必須要件】及び【加点対象】に分類される。
- ・ 審査は【必須要件】のすべての事項に対応できていることを前提とし、これを満たさない場合は審査対象外となる。
- ・ 別添「応募要件マークシート」を参照し、該当項目に✓を付して提出すること。
- ・ 公募～審査に関するスケジュールは以下の通り。
 - ・ 2024年3月25日：公募開始
 - ・ 2024年4月19日：提案締め切り
 - ・ 2024年4月26日まで：審査
 - ・ その後1週間程度を目途に審査結果公表

② 応募に係る要件・審査項目

- ・ 別添「7. 別添書類等（応募要件マークシート）」を参照されたい。

(5) 公募期間

2024年3月25日(月)～2024年4月19日(金)

(6) 委託費用

各事業者に対して支払う費用は以下の通り。

- PHR 事業者：1社あたり実際に要した費用に対して最大 2,000 万円
- サービス事業者：1社あたり実際に要した費用に対して最大 4,000 万円
- ※ (4) 1.パターン 3-1 (一つの事業者で、PHR 事業者、サービス事業者の双方に申請する場合) は、1社あたり実際に要した費用に対して 5,000 万円を上限とする。パターン 4 については、1社あたり実際に要した費用に対して 2,000 万円を上限とする。

ただし、委託費用については以下の考え方に則り支出することに留意すること。

<委託費の考え方>

- 委託費とは、本来、国が自ら行うべき事務・事業等を、その執行の適宜性、効率性等に鑑みて、他の機関又は特定の者に委託して行わせる場合に、その反対給付として支出する経費をいう。PHR データを使用した新たなユースケースの創出を行う上で生じた追加的な経費の負担を想定しており、例えば、既存サービスの情報連携基盤に合わせた API 開発に係る人件費や PHR アプリ事業者が期待する PHR データを取得するために要したウェアラブルデバイス、IoT 機器の購入にかかる備品費などが該当する。
- 本事業でのユースケース創出に係る人件費や改修自体に関係のない経費の申請は認めない。委託費は、当該委託契約における事業計画に係る用途以外に使用することはできないことに留意すること。
- 採択案件として決定後に、契約金額について経費ごとの積算、見積、根拠資料等を審査し、必要と認められた経費のみが実際の契約金額となる。したがって、実際の契約の際の契約金額は、必ずしも提案時の見積金額とは一致しないことに留意すること。

<再委託について>

- 採択事業者が再委託を行うことも差し支えないが、本事業費の内数で委託を行う場合には、確定検査等の段階での帳票提出が必要となることに留意すること。ただし、本事業とは別に自社で推進するプロジェクト等の一環として行う場合においては、当該別プロジェクトと本事業の経費を明確に区分すること。区分した当該別プロジェクトによって支出する帳票等の提出は不要であり、委託費の支払いもできないことに留意すること。
- 参考資料「委託事務マニュアル」に基づき適切に委託費を執行すること。

<中間検査と確定検査について>

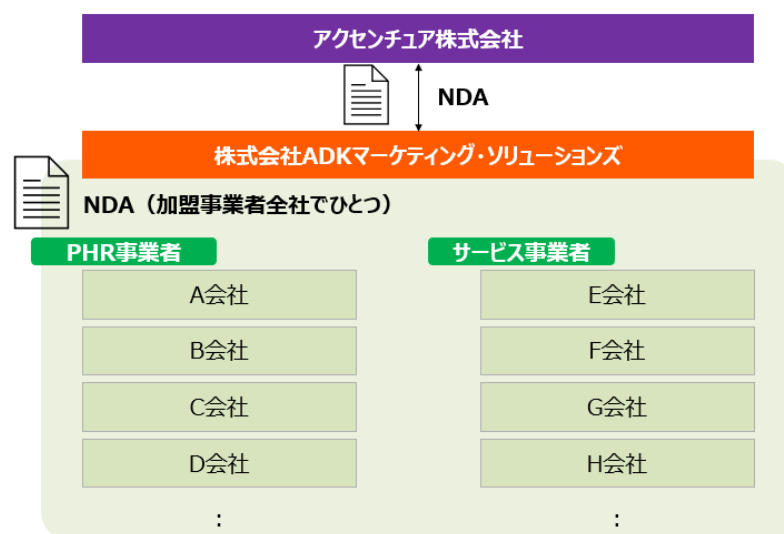
- 委託事業期間中及び委託事業期間後において、委託金額の適切な確定にあたり、EXPO-PHR 運営事務局が中間検査（委託事業期間中）、確定検査（委託事業期間後）を実施する。原則として、中間検査は事業期間中で適切な支出等が行われているかの途中経過を確認するものである。確定検査の期日までに委託対象経費や帳簿類の確認ができない場合については、当該経費は委託対象外となること、支払うべき金額は契約額以下になること（事業期間終了後の確定検査において、契約額以上の支出があっても、契約額以下でしか支払わない）に留意すること。

- 確定検査にあたっては、委託費の対象とする経費にかかる帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して整理することが必要になる。委託対象物件や帳簿、証拠書類の確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は委託費の対象外となるため、留意すること。なお、中間検査及び確定検査については、EXPO-PHR 運営事務局が他の事業者による処理を委託する場合があります。
- 採択事業者に対する委託費については、実績報告書の提出を受け、確定検査を経て、支払うべき額を確定した後の精算払いとなる。したがって、それまでの間は事業者における立替払となる（期間中の暫定払いは認めていない）ことに留意すること。
- 委託事業期間終了後、会計検査院が実地検査に入り得ることに留意すること。
- 委託費の対象とする経費に係る帳簿及び証拠書類は、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、国の要求があった時は、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておくこと。
- 委託事業上の不正行為、不正使用等については、「【参考2】研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日経済産業省制定）及び「【参考3】公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省制定）に沿って対応することとする。また、たとえ、採択事業者として公表後又は委託契約締結後であっても、虚偽の申請であったことが判明した場合や、上記指針等に照らして不正があったことが判明した場合等は、採択や委託契約を取り消す場合があることに留意すること。

(7) 受託者の履行義務内容

- 受託者は本事業期間中に経済産業省・EXPO-PHR 運営事務局と連携し、契約書の内容を遵守したうえで、事業を推進すること。
- 契約締結は、EXPO-PHR 運営事務局が再委託を行う株式会社ADKマーケティング・ソリューションズと締結する。NDAについては、EXPO-PHR 運営事務局及び株式会社ADKマーケティング・ソリューションズにおける締結と、採択された全事業者及び株式会社ADKマーケティング・ソリューションズとで一括して締結し、全体の秘密保持を担保すること

(NDA 締結のイメージ)



- 採択された PHR 事業者とサービス事業者の間で知的財産等の取扱いを担保する観点から、契約を締結することが望ましいこと。経済産業省、EXPO-PHR 運営事務局及び株式会社 ADK マーケティング・ソリューションズは、採択された事業者間に生じた損害等に対しては一切の責任を負わないため、留意すること。
- 本事業では、2025 年 2 月頃までに数回の報告会を実施する予定で、これらの報告会で求められた報告を行うこと。
- 本事業では、2025 年 2 月頃に実施する実証イベントにて、1 ユースケースあたり 10-15 名程度の実証参加者を各事業者にて招集し、ユーザーによるユースケースの体験機会を設け、ユーザー視点の評価聴取を行うこと。
- 公募により受託した事業者が本事業で収集した参加者に関するデータ（アンケート結果等を指し、個人情報を除く）については、経済産業省及び EXPO-PHR 運営事務局の求めに応じて、適宜提出すること。
- 本事業で得られた成果、事業化等を発表・公開する場合には、事前に EXPO-PHR 運営事務局へ報告の上、許可を得ること。公開の是非、公開内容については、経済産業省及び EXPO-PHR 運営事務局と内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めるものとし、特段の理由がある場合を除き、その内容が本事業の成果として得られたものであることを明示すること。
- PHR 事業者のデータを活用するにあたっては、サービス事業者、PHR 事業者間でも協議を行い、データの保持、削除等の運用については調整を行い、双方の契約や規約等にて明文化しておくこと。なお、本事業は実証であること踏まえ、原則として PHR 事業者がサービス事業者へのデータ提供に対して利用料等の徴収を行うことは想定していない。
- 得られた成果については経済産業省及び EXPO-PHR 運営事務局に遅滞なく報告すること
- ユースケースの創出等により生じた知的財産等権利が生じた場合には、当該権利保有者が留保することとなるが、経済産業省が、公共の利益のために特に必要があるとして要請する場合には、当該特許権等を無償で利用する権利を、国又は国が指定する者に許諾を求めることがありうる。
- 当該特許権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合であって、特に必要があるとして経済産業省が要請するときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
- 当該特許権等を第三者に譲渡又は許諾する場合には、事前に経済産業省と協議して承諾を得ること。

5. 応募方法・手続き

「7. 別添書類等」【申請書類】に記載の上で 2024 年 4 月 19 日（金）18:00 までに「8. 質問・連絡先」宛てに該当するドキュメントを添付のうえ、メールにて提出すること。

「7. 別添書類等」【申請書類】については、「6. 公募説明会」への事前申込の際に入力いただくメールアドレスに送付することとなるため、留意すること。

Step1	➤ 「6. 公募説明会」参加申し込みフォームに入力
Step2	➤ 公募説明会聴講（又は動画視聴）

	➤ Step1 で登録いただいたアドレスに「7.別添書類等」が閲覧・ダウンロード可能な共有リンクをアクセンチュア株式会社から送付する
Step3	➤ 「7.別添書類等」に必要な情報の記載等をいただく
Step4	➤ 「8.質問・連絡先」【申請書等送付先（メールのみ）】に記載のメールアドレスに、申請書類を添付し 2024 年 4 月 19 日（金）18:00 までに送信いただく

6. 公募説明会

下記の通り、本事業の公募に係る説明会を実施する。参加を希望する事業者は 2024 年 4 月 12 日（金）18:00 までに以下の「参加申込フォーム」にアクセスし、公募説明会（録画閲覧を含む）への申込を行うこと。

なお、「7. 別添書類等」【申請書類】及び情報連携基盤に係る詳細仕様の提供は、当該説明会への参加申込が必須となる。公募説明会の閲覧ができなかった場合にも、録画による閲覧の案内を予定しているため、上記期日までに参加申込フォームより申し込むこと。上記、期日超過の場合の公募説明会申込は認めない。

➤ 日時等

日時	会議リンク(Teams)
2024 年 4 月 2 日（火） 10:00-11:00	<u>ここをクリックして会議に参加してください</u> 会議 ID: 222 900 147 891 パスコード: wGy358
2024 年 4 月 4 日（木） 11:00-12:00	<u>ここをクリックして会議に参加してください</u> 会議 ID: 270 773 631 631 パスコード: Aq33Sy
2024 年 4 月 8 日（月） 15:00-16:00	<u>ここをクリックして会議に参加してください</u> 会議 ID: 210 152 640 252 パスコード: FzteJR
2024 年 4 月 10 日（水） 15:00-16:00	<u>ここをクリックして会議に参加してください</u> 会議 ID: 292 547 213 58 パスコード: rHLML3

※参加できない場合のため、申込者には録画配信を想定

※質疑を中心にお受付する予定

➤ **参加申込フォーム** : Microsoft Forms : <https://forms.office.com/r/DEcTMZVick>

7. 別添書類等

上記「6.公募説明会」における「参加申込フォーム」において、これら書類の送付を希望するメールアドレスを記載すること。また、今後の連絡にあたっては、記載いただいたメールアドレスに対して行うため、留意すること。

【提出書類】

- 「申請書」
- 「(PHR 事業者向け)提案書」
- 「(サービス事業者向け)提案書」
※各社が参画を希望するパターンにあった提案書を提出すること
- 「セキュリティ基準確認資料」
- 見積書
- 応募要件マークシート

【参考資料】

- 参考資料 1 : 委託事務処理マニュアル
- 参考資料 2 : データカタログ案
- 参考資料 3 : FAQ

〈情報連携基盤関係書類〉

- 参考資料 4 : 「情報連携基盤 ID・データ連携仕様案」
- 参考資料 5 : 「情報連携基盤開発スケジュール案」

8. 質問・連絡先

【照会先】

EXPO-PHR 運営事務局

MAIL: exl-phr-expo-data-utilization@meti.go.jp

※ 回答内容の主な担当の区分は以下のとおり

事業全体に関する内容	: アクセンチュア株式会社
応募対象パターンが不明瞭である場合	: アクセンチュア株式会社
情報連携基盤に関する内容	: アクセンチュア株式会社
ユースケースの組成に関する内容	: アクセンチュア株式会社
万博事業や万博出展に関する内容	: 経済産業省又はアクセンチュア株式会社

EXPO-PHR 広報事務局

MAIL: phr-expo-data-utilization-press@accenture.com

広報に関する内容 : アクセンチュア株式会社又は
株式会社 ADK マーケティング・ソリューションズ

【申請書等送付先（メールのみ）】

アクセントゥア株式会社

住所 : 107-8672 東京都港区赤坂 1-11-44 赤坂インターシティ アクセントゥア株式会社

担当者 : 忽那（くつな）、佐藤（京）

TEL : 03-3588-3000

MAIL : phr-expo-data-utilization@accenture.com